

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年12月15日
【会社名】	株式会社フィデック
【英訳名】	Fidec Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 瀧口 健
【本店の所在の場所】	千葉県市川市南八幡四丁目9番1号
【電話番号】	047-314-0650
【事務連絡者氏名】	取締役 財務部長 菅原 猛
【最寄りの連絡場所】	千葉県市川市南八幡四丁目9番1号
【電話番号】	047-314-0650
【事務連絡者氏名】	取締役 財務部長 菅原 猛
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,000,007,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	222,223株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 なお、当社は、単元株制度は採用しておりません。

（注）1．平成22年12月15日開催の取締役会決議によります。

2．本新株の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）については、金融商品取引法による本有価証券届出書の提出にかかる届出の効力発生、平成23年1月15日開催予定の臨時株主総会における本第三者割当増資に関する議案の承認を条件としております。

3．振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	222,223株	2,000,007,000	1,000,003,500
一般募集	—	—	—
計（総発行株式）	222,223株	2,000,007,000	1,000,003,500

（注）1．第三者割当の方法によります。

2．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
9,000	4,500	1株	平成23年1月27日（木）	—	平成23年1月27日（木）

（注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2．発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3．上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

4．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものいたします。

（3）【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社フィデック 経営管理部	千葉県市川市南八幡四丁目9番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新宿支店	東京都新宿区新宿三丁目24番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,000,007,000	25,000,000	1,975,007,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の主要なものの内訳は、スパークス・アセット・マネジメント株式会社に支払う助言・仲介手数料（本第三者割当増資の割当予定先である株式会社オーエムツーネットワーク及び株式会社焼肉の牛太の当社に対する紹介・折衝支援等）が1,200万円程度、登録免許税が700万円程度、平成23年1月15日開催予定の臨時株主総会費用が300万円程度となります。

(2) 【手取金の使途】

当社は、アウトソーシングと金融を融合させ、中小企業の資金繰りを改善する「C・Fダイレクト」の事業を展開しております。「C・Fダイレクト」事業は、当社が商品等の納品によりその対価を支払う企業（以下「提携先」といいます。）から当該支払事務のアウトソーシングを受託し、提携先に商品を納入する業者（以下「納入業者」といいます。）の要望に応じて、納入業者が提携先に有する売掛金を早期に買い取るサービス（以下「C・Fダイレクト事業」といたします。）であります。

上記差引手取概算額1,975,007,000円については、C・Fダイレクト事業の業容を拡大するために全額充当する予定であります。しかしながら、当社は、後述する第3 [第三者割当の場合の特記事項] 1 [割当予定先の状況] c. 割当予定先の選定理由に記載するとおり、近時、当社自身の信用状態について不安定な状況が続いており、平成22年9月30日時点で債務超過の状況に陥ってしまったため、事業継続が困難な状況に至っております。

当社といたしましては、本第三者割当増資の実行により、平成23年1月末までに債務超過を解消し、さらに一定額の自己資本を確保することで、対外的な信用を回復させC・Fダイレクト事業の拡大を計画しております。当社は、新たな提携先及び納入業者との取引開始に向けた交渉を強化していく方針ですが、本第三者割当増資実行後の平成23年2月から3月に施策を開始し、平成23年4月以降順次当社の提携先の納入業者から売掛債権の買い取り額を増大させることを計画しております。具体的には、新規提携先の獲得強化による、新規納入業者からの売掛債権の買い取り分として約10億円、既存提携先の新規納入業者獲得強化による、新規納入業者からの売掛債権の買い取り分として約10億円を計画しております。

なお、業績数値や具体的な施策につきましては当社新事業年度が開始される平成23年4月までに、中期経営計画にて詳細を報告する予定であります。

また、調達した資金につきましては、上記資金使途に充当するまでの間は、当社の銀行口座にて管理することといたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称		株式会社ドン・キホーテ（注1）	
	本店の所在地		東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	
	直近の有価証券報告書等の提出日		第30期有価証券報告書（平成21年7月1日から平成22年6月30日）	平成22年9月28日関東財務局長に提出
			第31期第1四半期報告書（平成22年7月1日から平成22年9月30日）	平成22年11月12日関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。	
		割当予定先が保有している当社の株式の数	21,836株（注2）	
	人事関係		当社全取締役5名のうち2名（代表取締役瀧口健、取締役櫻井優樹）が割当予定先の出身者であります。また、全監査役3名のうち1名（有賀章夫）は割当予定先の従業員を兼任しております。	
	資金関係		該当事項はありません。	
	技術関係		該当事項はありません。	
	取引関係		割当予定先の納入業者から割当予定先向けの売掛金債権を買取り、割当予定先から回収しております。割当予定先の伝票入力等業務の一部を受託しております。	

（注）1．株式会社ドン・キホーテは、平成10年6月株式会社東京証券取引所市場第二部に上場し、平成12年7月に株式会社東京証券取引所市場第一部へ指定替えをしております。（以下「ドン・キホーテ」といたします）

2．ドン・キホーテが保有する当社株式（21,836株）とは別に同社の代表取締役会長である安田隆夫氏は当社株式9,851株を保有しております。

a. 割当予定先の概要	名称		株式会社オーエムツーネットワーク（注）	
	本店の所在地		東京都港区芝大門二丁目4番7号	
	直近の有価証券報告書等の提出日		第51期有価証券報告書（平成21年2月1日から平成22年1月31日）	平成22年4月30日関東財務局長に提出
			第52期第1四半期報告書（平成22年2月1日から平成22年4月30日）	平成22年6月11日関東財務局長に提出
			第52期第2四半期報告書（平成22年5月1日から平成22年7月31日）	平成22年9月14日関東財務局長に提出
			第52期第3四半期報告書（平成22年8月1日から平成22年10月31日）	平成22年12月14日関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。	
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。	
	人事関係		該当事項はありません。	
	資金関係		該当事項はありません。	
	技術関係		該当事項はありません。	
	取引関係		該当事項はありません。	

（注）株式会社オーエムツーネットワークは、平成11年10月に日本証券業協会に株式を店頭登録（平成16年12月に現大阪証券取引所「JASDAQ」市場に上場）しております。（以下「オーエムツーネットワーク」といたします）

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社焼肉の牛太（注）	
	本店の所在地	兵庫県姫路市楠町113番地	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 松田 清治	
	資本金	312百万円	
	事業の内容	外食（レストランの運営）	
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社オーエムツーネットワーク 100%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		該当事項はありません。
	技術関係		該当事項はありません。
	取引関係		該当事項はありません。

（注） 株式会社焼肉の牛太は割当予定先であるオーエムツーネットワークの100%子会社であります。（以下「焼肉の牛太」といたします）

c. 割当予定先の選定理由

資金調達の背景となる事実

平成20年のリーマン・ショックに端を発した世界的な信用収縮・金融不安により企業業績が急激に悪化する中で、当社の一部取引先も同様に業績が悪化し、不動産関連企業の債権等が不良債権となったため、当社の財務基盤は急速に悪化いたしました。そのような中、平成21年4月27日に当社と創業直後の平成11年から取引があるドン・キホーテとの間で業務・資本提携に関する基本合意書を締結し、同年6月25日に第三者割当によりドン・キホーテに対して新株式を発行（発行株式数：20,000株、発行価格の総額：142百万円、当該割当後の議決権割合：10.33%）いたしました。その後平成22年2月には、前代表取締役深田剛氏が個人として融資を受けるに当たり担保提供していた同氏保有の当社株式（31.46%）について、同氏が弁済不能となり期限の利益を喪失したため担保権が実行されました。それにより筆頭株主が異動しましたが、ドン・キホーテは当該基本合意書の堅持を即座に表明し、平成22年4月15日には、ドン・キホーテ執行役員経営管理本部長であった、瀧口健が当社代表取締役役に就任し、経営体制を刷新し経営の改善に取り組んでまいりました。

このような取り組みの中で、平成22年10月15日に、当社は、最大の懸案であった株式会社ゼクス（平成22年6月15日東証一部上場廃止）の関連会社に対する債権の譲渡を行うとともに、平成23年3月期第2四半期決算において、回収が懸念される債権の貸倒引当金の追加計上、並びに固定資産の時価評価による減損損失の計上を行うこととなり、連結ベースで2,784百万円の特別損失が発生し929百万円の債務超過（平成22年9月30日時点）となりました。

具体的な選定の経緯

当社は前記のような債務超過となった状況を受け、「6 [大規模な第三者割当の必要性]」で詳細に記載するとおりシンジケートローンの財務制限条項に抵触している状態の解消及び当社の上場維持を実現するために、債務超過の解消を早急かつ確実に実施する必要があると判断し、平成22年10月15日に、「1. 当社が長期に亘って上場を維持することの出来る資本増強のための施策に協力をいただくこと、2. 当社がドン・キホーテの業務上の関係をより一層強化することにより、ドン・キホーテのその他関係会社として、当社の経営改善をよりスピーディーに進められるよう経営支援をいただくこと、3. 当社のお取引先様、及びシンジケートローン銀行団を含むすべての債権者に安心をいただける経営体制の構築に協力いただくこと」を主な内容とする業務・資本提携に関する新合意書（以下「新合意書」といいます。）をドン・キホーテと締結し、当該新合意書に従い、ドン・キホーテを本第三者割当増資の中心的な割当予定先に選定いたしました。

当社は、ドン・キホーテを本第三者割当増資の割当予定先として選定することが、最も当社にとって望ましいと考えておりましたが（注1）、ドン・キホーテに過度に依存することなく、早期かつ確実に債務超過を解消し、安定的な事業遂行が可能となる資本増強を実現するため、ドン・キホーテだけでなく他の本第三者割当増資にかかる出資をおこなう可能性のある先を模索しておりました。そして、平成22年10月15日に当社とI R活動を通じ従来から面識があり当社のビ

ジネスモデルに関心を示して頂いているスパークス・アセット・マネジメント株式会社(金融ソリューションチーム)より本第三者割当増資の割当予定先を紹介する旨の打診がありました。同社よりドン・キホーテグループ(当社も平成22年4月15日付けでドン・キホーテのその他関係会社に該当しております。)と取引を期待する株式会社エスフーズ(東証一部上場 以下「エスフーズ」といいます。)を紹介され、平成22年11月5日に当社はエスフーズと面談を行いました。その後、エスフーズは、エスフーズグループ含めて当社の本第三者割当増資の割当予定先として最適な先をエスフーズ社内で検討し、ドン・キホーテ及びドン・キホーテの100%子会社である株式会社長崎屋(以下「長崎屋」といいます。)と現在取引関係にあり今後当社との取引の可能性のあるエスフーズの連結子会社であるオーエムツーネットワークが候補先として最適であると判断したとのことです。エスフーズのかかる判断を受け、オーエムツーネットワークは、オーエムツーネットワークグループ全体で協議を行い本第三者割当増資の割当予定先として今後の当社との取引可能性等を総合的に勘案した結果、当社に対して、オーエムツーネットワーク及び焼肉の牛太が候補先として最適である旨の申し出がありました。そこで、平成22年11月16日当社とオーエムツーネットワークグループとで面談を行い、当社との将来的な取引可能性を考慮した結果、早急に財務基盤の強化を実現するための本第三者割当増資の割当予定先としてふさわしい先であるとの判断をいたしました。その後、後述の「e.株券等の保有方針」、「f.払込みに要する資金等の状況」、「g.割当予定先の実態」等を確認の上、オーエムツーネットワーク及び焼肉の牛太を、ドン・キホーテとともに割当予定先として選定いたしました。

(注1) ドン・キホーテを本第三者割当増資の中心的な割当予定先とすることの当社のメリットの詳細は以下のとおりです。

当社は、創業直後からドン・キホーテと提携契約を締結し、同社は当社の最大の理解者と位置づけ、主要顧客の1社として取引を進めてまいりました。その後、ドン・キホーテとの取引量は年々増加し、平成22年3月期において営業収益に占めるドン・キホーテ関連取引の比率は51.5%まで高まってまいりました。

「具体的な選定の経緯」で前述したことに加え、C.Fダイレクト事業は、ドン・キホーテグループの納入業者の一部から資金ニーズに応じたサービスとして支持を頂いており、その利用率はドン・キホーテグループの納入業者の約30%にご利用頂いております。そこで、今回の新合意書締結に際し、ドン・キホーテと協議の上、

「1.当社の主要事業である「C.Fダイレクト」事業について、ドン・キホーテグループの納入業者からの認知度を高める、2.ドン・キホーテグループのバックオフィス機能の更なるアウトソーシングを受託する、3.ドン・キホーテグループの納入業者に対して様々なビジネスソリューションを提供する、」という3点の施策を即時実行していくことを互いに確認しております。

このように、当社はドン・キホーテとの業務・資本提携及びドン・キホーテからの経営支援は当社及びドン・キホーテグループの今後の成長戦略に不可欠なものと考えており、ドン・キホーテを本第三者割当増資の中心的な割当予定先とすることは、当社にとって大きなメリットが得られるものと考えております。

(注2) オーエムツーネットワークは、エスフーズの連結子会社(持株比率48.86%)であります。

オーエムツーネットワークはホールディングカンパニーであり、平成22年7月31日現在、食肉等の小売業を主たる事業として、その他に食肉等の製造・加工業及び外食業(焼肉の牛太)を営んでいる関係会社10社(子会社6社、関連会社3社及び親会社1社、その内連結対象は子会社4社、関連会社2社)で構成されており、その内子会社及び関連会社について、経営管理、指導を、又一部の子会社及び関連会社については、事務業務代行等を行っております。当該関係会社10社の主たる事業である食肉等の小売業を展開する店舗数は第2四半期末(平成22年7月31日)現在150店舗であり、ドン・キホーテ及び長崎屋が運営する店舗内において、食肉販売店及び惣菜販売店を12店舗展開しております。

(注3) 焼肉の牛太は、平成22年7月末日現在、「焼肉の牛太」、「但馬屋」、「しゃぶしゃぶ牛太」、「鍋笑」などの屋号で焼肉、しゃぶしゃぶ店を中心として、直営店50店舗とフランチャイズ店38店舗を展開しております。

d. 割り当てようとする株式の数

株式会社ドン・キホーテ	188,890株
株式会社オーエムツーネットワーク	22,222株
株式会社焼肉の牛太	11,111株

e. 株券等の保有方針

ドン・キホーテ

当社は割当予定先のドン・キホーテから、本第三者割当増資による当社株式の取得については、資本・業務提携の一環として取得し、当社を連結子会社化する予定であり、当社株式を長期的に保有する方針であることを書面にて確認しております。

なお、当社は、本第三者割当増資の払込日から2年以内に、ドン・キホーテが当社普通株式の全部又は一部を第三者に譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、当社に

書面により報告する旨、並びに当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき確約書締結の予定であります。

オーエムツーネットワーク

当社は割当予定先のオーエムツーネットワークから、当社株式の保有についてエスフーズグループとしてドン・キホーテグループとの関係強化を目的としたものであるため長期的に保有する方針であることを確認しております。また、長期保有方針である旨は書面にて確認しております。

なお、当社は、本第三者割当増資の払込日から2年以内に、オーエムツーネットワークが当社普通株式の全部又は一部を第三者に譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、当社に書面により報告する旨、並びに当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき確約書締結の予定であります。

焼肉の牛太

当社は割当予定先の焼肉の牛太から、当社株式をオーエムツーネットワークと同様に長期的に保有する方針であることを確認しております。また、長期保有方針である旨は書面にて確認しております。

なお、当社は、本第三者割当増資の払込日から2年以内に、焼肉の牛太が当社普通株式の全部又は一部を第三者に譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、当社に書面により報告する旨、並びに当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき確約書締結の予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

ドン・キホーテ

割当予定先であるドン・キホーテの直近の有価証券報告書（自平成21年7月1日至平成22年6月30日）及び四半期報告書（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）記載の売上高・総資産・現預金等の状況を確認いたしました。また、同社の経営陣と面談を行い、本第三者割当増資の払込のために十分な自己資金を有し、払込の意志があることを確認した上で、当該内容について確認書を受領しております。さらに、平成22年11月末時点での資金繰表及び取引銀行の預金通帳の写しを徴求しその内容について確認いたしました。以上により、当社は同社が本第三者割当増資の払い込みを実行できると判断しております。

オーエムツーネットワーク

割当予定先であるオーエムツーネットワークの直近の有価証券報告書（自平成21年2月1日至平成22年1月31日）及び四半期報告書（自平成22年5月1日至平成22年7月31日）記載の売上高・総資産・現預金等の状況を確認いたしました。また、同社の経営陣と面談を行い、本第三者割当増資の払込のために十分な自己資金を有し、払込の意志があることを確認した上で、当該内容について確認書を受領しております。さらに、平成22年11月末時点での資金繰表、合計残高試算表及び取引銀行の預金通帳の写しを徴求しその内容について確認いたしました。以上により、当社は同社が本第三者割当増資の払い込みを実行できると判断しております。

焼肉の牛太

焼肉の牛太はオーエムツーネットワークの100%子会社であります。上記に記載の通り本第三者割当増資の払込に必要な自己資金及び払込の意志のあることを確認しております。また、同社の経営陣と面談を行い、本第三者割当増資の払込のために十分な自己資金を有し、払込の意志があることを確認した上で、当該内容について確認書を受領しております。さらに、平成22年11月末時点での資金繰表、合計残高試算表及び取引銀行の預金通帳の写しを徴求しその内容について確認いたしました。以上により、当社は同社が本第三者割当増資の払い込みを実行できると判断しております。

g. 割当予定先の実態

ドン・キホーテ

第三者割当予定先であるドン・キホーテは株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に記載している「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」（以下、「コーポレートガバナンス記載事項」といいます。）を確認いたしました。また、第三者の信用調査機関である株式会社エス・ピー・ネットワーク（注）にも調査を依頼し、同社の保有する公知情報データベースとの照合等を実施した結果、当該割当予定先の役員及び主要株主（主な出資者）が暴力若しくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」といいます。）とのつながりがあるとの事実はなかった旨の報告を受け、当社では問題ないと判断してお

ります。さらに、同社より「コーポレートガバナンス記載事項」の再確認及び反社会的勢力とは一切関係ないことを示す確認書の提出を受けており、同社に関わる全ての関係者は、反社会的勢力等と一切の関係がないと判断しております。

オーエムツーネットワーク

第三者割当予定先であるオーエムツーネットワークはJASDAQに上場しており、同社が提出している「コーポレートガバナンス記載事項」を確認いたしました。また、第三者の信用調査機関である株式会社エス・ピー・ネットワーク（注）にも調査を依頼し、同社の保有する公知情報データベースとの照合等を実施した結果、当該割当予定先の役員及び主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とつながりがあるとの事実はなかった旨の報告を受け、当社では問題ないと判断しております。さらに、同社より「コーポレートガバナンス記載事項」の再確認及び反社会的勢力等とは一切関係ないことを示す確認書の提出を受けており、同社に関わる全ての関係者は、反社会的勢力等と一切の関係がないと判断しております。

焼肉の牛太

第三者割当予定先である焼肉の牛太は、オーエムツーネットワークの100%子会社であり、上記 に記載のとおりオーエムツーネットワークはJASDAQに上場しているため、同社が提出している「コーポレートガバナンス記載事項」を確認いたしました。また、第三者の信用調査機関である株式会社エス・ピー・ネットワーク（注）にも調査を依頼し、同社の保有する公知情報データベースとの照合等を実施した結果、当該割当予定先の役員が反社会的勢力等とつながりがあるとの事実はなかった旨の報告を受け、当社では問題ないと判断しております。さらに、オーエムツーネットワークグループ全てが遵守する「コーポレートガバナンス記載事項」の再確認及び反社会的勢力等とは一切関係ないことを示す確認書の提出を受けており、同社に関わる全ての関係者は、反社会的勢力等と一切の関係がないと判断しております。

（注） 株式会社エス・ピー・ネットワークは、東京都新宿区愛住町22番地に所在し、資本金 3 億1,625万円及び代表取締役が渡部洋介氏である調査会社であります。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価格につきましては、平成22年10月15日に新合意書を締結した旨のプレスリリース（特別損失の発生に基づく業績予測の修正及びドン・キホーテとの業務・資本提携に関する新合意書締結並びに同社からの経営支援の発表について）を発表した前営業日である平成22年10月14日の普通株式の終値である10,080円を参考に、割当予定先との交渉の上9,000円と決定いたしました。

以上のような発行価格にした理由につきましては、「1 [割当予定先の状況] c . 割当予定先の選定理由 資金調達の背景となる事実」で述べたとおり当社は債務超過に陥っており、早急かつ確実な自己資本の充実が急務であるため、当社を支援いただく既存株主の利益保護を図りつつも、割当予定先との間で当社の自己資本充実に早期かつ確実に協力いただけることを前提にしながら債務超過である当社の財務状況を考慮し割当予定先と協議を行ってまいりました。その際、割当予定先からは、客観的な評価である市場価格を重視しつつも、本第三者割当増資の実行により債務超過が解消されることを期待した価格形成の影響は除き、かつ、当社が現に債務超過に陥っていることを考慮する必要があるとの考え方が示されました。その結果、平成22年10月15日に新合意書を締結した旨のプレスリリース（特別損失の発生に基づく業績予測の修正及びドン・キホーテとの業務・資本提携に関する新合意書締結並びに同社からの経営支援の発表について）を発表した前営業日である平成22年10月14日の普通株式の終値である10,080円を基準にしつつ、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を参考にして10%程度のディスカウントを目安にして決定いたしました。

当該発行価格は、本第三者割当増資にかかる取締役会決議の直前営業日（平成22年12月14日）の株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値10,580円に対して14.93%のディスカウント、取締役会決議の直前営業日までの直前1ヶ月間の終値の単純平均値10,800円に対して16.67%のディスカウント、取締役会決議の直前営業日までの直前3ヶ月間の終値の単純平均値10,379円に対して13.29%のディスカウント、取締役会決議の直前営業日までの直前6ヶ月間の終値の単純平均値11,468円に対して21.52%のディスカウントとなっております。

上記のとおり、本第三者割当増資の発行価格は、いわゆる有利発行に該当するとの判断から、社外監査役3名に意見を求めましたところ、発行の目的及び理由、資金調達、資金使途、希薄化率、割当予定先の選定、発行条件などを総合的に勘案した結果、本第三者割当増資を上記の条件で行うことについて、その必要性、相当性が認められるとの意見を確認しております。

上記の経緯を踏まえ、当社は、平成23年1月15日開催予定の当社臨時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に、発行価格を9,000円として、本第三者割当増資を行うことといたしました。

(2) 発行する株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資において発行される株式数は、222,223株であり、当社の発行済株式総数211,407株（平成22年11月1日現在）に占める割合が105.12%となり、既存株主に対して100%を超える大規模な希薄化が生じることとなります。このような大幅な希薄化につきまして、6 [大規模な第三者割当の必要性] (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由で後述いたしますとおり、本第三者割当増資により調達する約20億円のうち約10億円で債務超過を解消し、さらに残り約10億円で自己資本を充実することで金融機関、顧客等の対外的な信用力の回復及び上場維持することができ当社の企業存続及び企業価値向上において必要不可欠なものであると認識しております。

また、本第三者割当増資後、当社の総議決権数に対して割当予定先のドン・キホーテの所有議決権割合が48.60%となり、当社は割当予定先のドン・キホーテの連結子会社になる予定であります。そして、今後当社は、ドン・キホーテからの経営支援の対象としてではなく、主体的にドン・キホーテグループの経営の一翼を担うべく、ドン・キホーテグループと取り組んだ様々なソリューションを、更にドン・キホーテグループ以外にも広げ、更なる顧客開拓、及び新たなビジネスソリューションの提供を行うことで業績の回復を図れると考えております。

以上を勘案すると、本第三者割当増資は当社にとって必要不可欠な規模の増資であり、本第三者割当増資の希薄化の規模には一定の合理性があると判断いたしております。

しかしながら、本第三者割当増資は、上記のとおり既存株主に対して100%を超える大規模な希薄化を生じさせることを内容としており、既存株主の皆様への影響が極めて甚大であることから、平成23年1月15日開催予定の当社の臨時株主総会において、大規模な希薄化が生じるという点を含めた発行条件について、既存株主の皆様へ特別決議によるご承認をいただくことを条件として実行することとしております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により発行される当社新株式222,223株にかかる議決権数は222,223個であり、本有価証券届出書提出日現在における総議決権数211,407個に対する比率は105.12%となり、希薄化率が25%以上となります。

以上より、本第三者割当増資は「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23 - 6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
(株)ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台 2-19-10	21,836	10.33%	210,726	48.60%
T&Y Venture Partners 業務執行組員 吉田 直樹	東京都千代田区六番町 12-15	31,452	14.88%	31,452	7.25%
(株)Emotion	鹿児島県鹿児島市樋之 口町5-29	24,944	11.80%	24,944	5.75%
(株)オーエムツーネットワー ク	東京都港区芝大門二丁 目4番7号	0	-	22,222	5.12%
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1丁 目8-11	13,213	6.25%	13,213	3.05%
井上 洋子	東京都港区	12,472	5.90%	12,472	2.88%
(株)焼肉の牛太	兵庫県姫路市楠町113 番地	0	-	11,111	2.56%
安田 隆夫	東京都港区	9,851	4.66%	9,851	2.27%
上田 義輝	大阪府大阪市浪速区	8,314	3.93%	8,314	1.92%
早崎 努	東京都港区	5,800	2.74%	5,800	1.34%
計	-	127,882	60.49%	350,105	80.74%

(注) 1. 平成22年11月1日現在の株主名簿に基づき作成しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を平成22年11月1日現在の総議決権数(211,407個)に本第三者割当増資により増加する議決権数(222,223個)を加えた数で除して算出した割合であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、本第三者割当増資により約20億円の自己資本の充実を図ることを予定しておりますが、この約20億円という金額は、約10億円で債務超過を解消し、残り約10億円で自己資本を充実することで金融機関、顧客等の対外的な信用力の回復及び上場維持を確実なものとし、また、今後安定的に当社の企業価値及び株主価値を向上するために、必要不可欠な水準であると考えております。

このような大規模な第三者割当が必要になる具体的な理由は次のとおりとなります。

まず、「第3[第三者割当の場合の特記事項]1[割当予定先の状況]c. 割当予定先の選定理由 資金調達の背景となる事実」で述べたとおり当社は平成23年第2四半期において連結ベースで2,784百万円の特別損失が発生し、929百万円の債務超過の状況にあるため早期かつ確実に債務超過を解消する必要があるとございます。

さらに、当該債務超過によりシンジケートローン契約(総借入額16,023百万円)の財務制限条項に抵触しており、シンジケートローン銀行団の多数貸付人の請求により、当社は期限の利益を喪失し企業存続の危機に陥る可能性が生じております。その対策として、シンジケートローン銀行団との間で、十分な資本増強策を講じることを条件に既存のシンジケートローン契約を前倒しで新たにリファイナンスできるように協議を進めております。

また、C・Fダイレクト事業のビジネスモデル上、金融機関からの借入と自己資金の調達を組み合わせることで円滑な資金調達を実現することが当該ビジネスの根幹にあるため、自己資本を充実させて株式上場を維持することが必要不可欠であると考えております。そして、当該自己資本を充実することで信用力が回復し金融機関からも資金調達が実現できるものと認識しております。

以上のとおり、自己資本を充実させ、当社の対外的な信用を回復させた上で、主体的にドン・キホーテグループの経営の一翼を担うとともに、今後の事業成長を見据え、提携先の納入業者から売掛債権を買い取るための事業資金に充足することが当社の収益に寄与することとなり、ひいては当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと考えております。

なお、来期以降の業績数値につきましては当社新事業年度が開始される平成23年4月までに、中期経営計画にて詳細を報告する予定であります。

上記のとおり、当社は、早期かつ確実に当該自己資本を充実させる必要がある状況ですが、当社においては、第三者割当以外の自己資本充実の方法として、公募増資及び株主割当を検討いたしました。しかしながら、当該方法による資金調達は現状の市場環境及び当社の株式における流動性を総合的に勘案すると、当社が必要とする自己資本の充実及び事業資金を早期かつ確実に充足することが不確実であるとの判断に至りました。そこで、かねてより資本・業務提携関係にあったドン・キホーテと協議し、さらにオーエムツーネットワーク及び焼肉の牛太と協議を行った結果、ドン・キホーテ、オーエムツーネットワーク及び焼肉の牛太を割当予定先とする本第三者割当増資により資金調達を行うことが最善の策であるとの結論に至り、本第三者割当増資を実施することといたしました。

(2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響

本第三者割当による募集株式の数は222,223株（議決権数222,223個）であり、平成22年11月1日現在の当社の発行済株式の総数211,407株に対して、105.12%の割合（議決権における割合105.12%）の希薄化が生じることとなり、既存の株主の皆様に対して当該希薄化により多大なご迷惑をおかけすることとなります。

しかしながら、上記「6. (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載のとおり、早期の財務基盤の強化が求められる中、本第三者割当増資という、より確実な方法による資金調達を実現し対外的な信用を回復させることが企業の存続並びに今後の事業成長、ひいては企業価値の向上に寄与するものと考えております。かかる企業価値を向上させることで、既存株主の皆様の利益保護に繋がるものと考えており、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は当社において、必要不可欠な規模であると判断しております。ただし、既存株主の皆様のご意向を尊重したく最終的な判断を仰ぐため、平成23年1月15日開催予定の臨時株主総会に上程し、そこで承認されることを条件に本第三者割当増資を実施する予定であります。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上記「(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載のとおり、当社は平成23年3月期第2四半期決算にて債務超過に陥ったことから、早期かつ確実な資本増強が必要不可欠な状況であるところ、公募増資や株主割当では確実な資金調達が困難であるため、第三者割当増資を行うことで確実な資金調達の実現に至ると判断いたしました。また、第三者割当増資による純資産の増加により財務基盤を強化することで、当社の信用を改善させ、金融機関からの安定した資金調達の可能性及び調達コストの抑制に寄与するものと考えております。

なお、本第三者割当増資により、当社は主要取引先であるドン・キホーテの連結子会社に該当する予定であり、ドン・キホーテとの更なる関係強化に繋がることから、本第三者割当増資を行うことは合理的であると判断しております。

また、オーエムツーネットワーク、及び焼肉の牛太が新たに株主になることにより、事業拡大の可能性があり、当社の発展に寄与するものと判断しております。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成22年12月15日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について以下のとおり追加がありました。

なお、将来に関する事項は本有価証券届出書提出日（平成22年12月15日）現在において判断したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下に記載の事項を除き、本有価証券届出書（平成22年12月15日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

事業等のリスク

(8) 新株式の発行における株式価値の希薄化について

今回の新株式発行により割り当てる222,223株は、発行済株式総数211,407株（平成22年11月1日現在）の105.12%にあたり、これにより当社株式の1株当りの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 親会社及び主要株主の異動についてのリスク

今回の第三者割当増資が完了した場合、割当予定先の株式会社ドン・キホーテの議決権の所有割合は、増資前10.33%から増資後48.60%となり、同社は当社の親会社となる予定です。このため、割当予定先の議決権行使の状況又は第三者への売却状況等により当社のコーポレートガバナンスに影響を与える可能性があります。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第11期事業年度）の提出日（平成22年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日（平成22年12月15日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成22年6月30日提出）

1 提出理由

平成22年6月25日開催の当社第11期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成22年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

議案 会計監査人選任の件

ビーエー東京監査法人を会計監査人に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
議案 会計監査人選任の件	149,317	954	0	（注）	可決（99.28％）

（注） 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数を一部加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対、及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算していません。

（平成22年6月30日提出）

1 提出理由

当社は、平成22年6月25日開催の当社第11期定時株主総会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動があったため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

就任した監査公認会計士等の名称

ピーエー東京監査法人

退任した監査公認会計士等の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 異動の年月日

平成22年6月25日

(3) 退任した監査公認会計士等の直近における就任年月日

平成21年6月24日

(4) 退任した監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、平成22年6月25日開催の第11期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任されましたので、新たにピーエー東京監査法人を会計監査人として選任いたしました。

(6) (5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任した会計監査人の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第12期 第2四半期)	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月24日

株式会社 フィデック

取締役会 御中監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中川 幸三 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鎌田 竜彦 印
----------------	-------	---------

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィデックの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィデック及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、提出会社は平成21年6月24日開催の第10回定時株主総会において以下の事項を決議している。

1. 平成21年6月25日を払込期日とする第三者割当による新株式の有利発行。
2. 平成21年6月25日を払込期日とする第三者割当による新株予約権の有利発行。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フィデックの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社フィデックが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月10日

株式会社フィデック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 鎌田 竜彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 阪田 大門 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィデックの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フィデック及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6 月25日

株式会社 フィデック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鎌田 竜彦 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪田 大門 印
--------------------	-------	---------

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィデックの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィデック及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フィデックの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社フィデックが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月12日

株式会社フィデック
取締役会 御中

ビーエー東京監査法人

指定社員 公認会計士 若槻 明 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 谷田 修一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィデックの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フィデック及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- 1．重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年10月15日開催の取締役会において、株式会社ゼクスの関連会社に対する債権の譲渡について決議し、同日付で債権を譲渡している。
- 2．重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年10月15日開催の取締役会において、株式会社ドン・キホーテとの業務資本提携について決議し、同日付で業務資本提携に関する新合意書を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月24日

株式会社 フィデック

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中川 幸三 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鎌田 竜彦 印
----------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィデックの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィデックの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年6月24日開催の第10回定時株主総会において以下の事項を決議している。

- 1．平成21年6月25日を払込期日とする第三者割当による新株式の有利発行。
- 2．平成21年6月25日を払込期日とする第三者割当による新株予約権の有利発行。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月25日

株式会社 フィデック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鎌田 竜彦 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪田 大門 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィデックの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィデックの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。